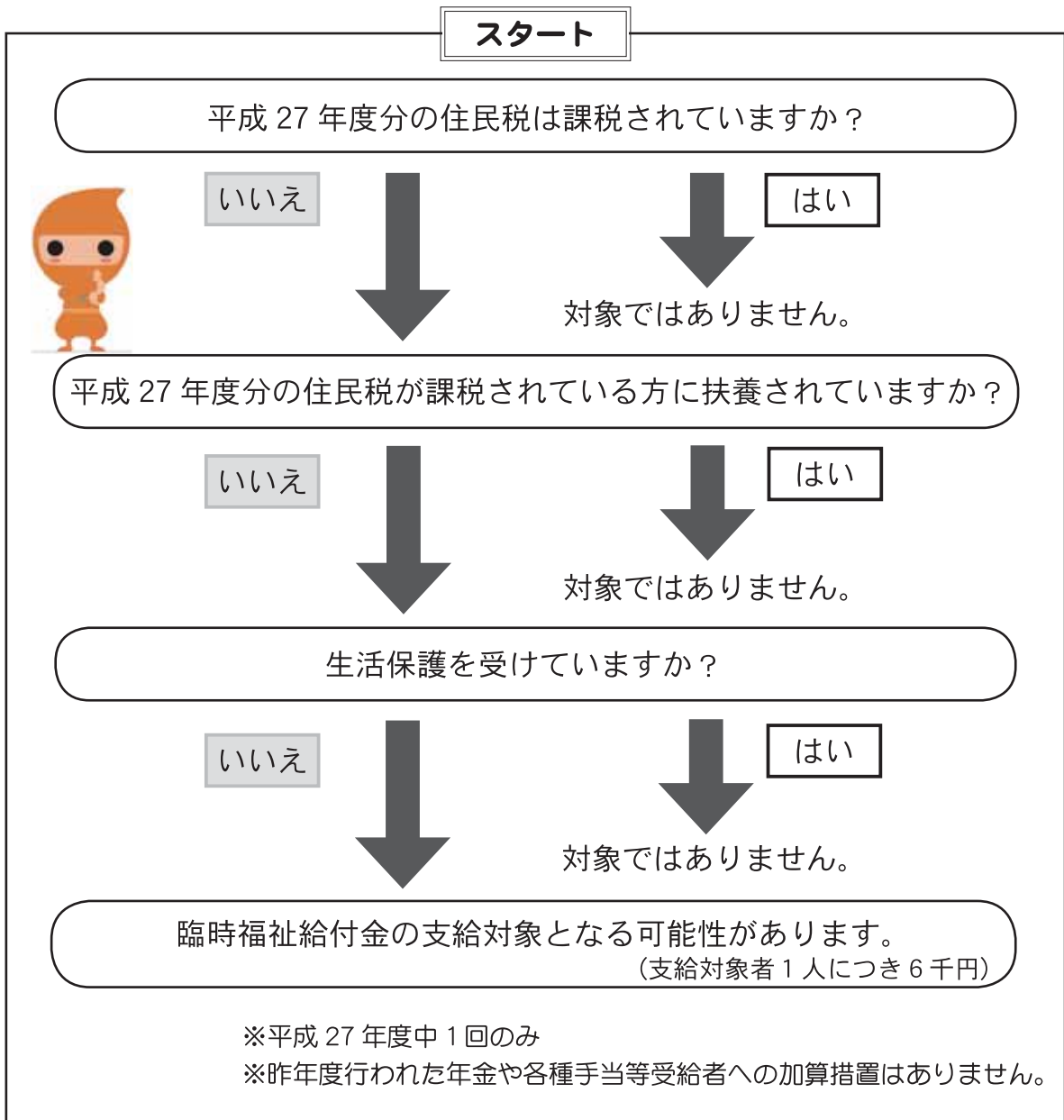


# 9月1日から申請を受付開始

支給対象者の判定は、下記の診断チャートでご確認ください。

## 臨時福祉給付金対象者診断



※臨時福祉給付金支給対象者となる方に、中学 3 年生までのお子さんがある場合は、「子育て世帯臨時特例給付金」も受け取ることができる可能性があります。

詳細につきましては、今後も広報等でお知らせしていきます。

給付金に関する問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 2411